



第 90 号

森 順美
KCCN 理事・事務局
消費生活相談員

京都府消費生活審議会の委員に就任して

1. 京都府消費生活審議会の委員に就任しました。

京都府では、消費生活施策の策定及び実施に関する重要事項の調査審議並びに消費者の苦情のあっせん及び調停を行わせるため、京都府消費生活審議会を設置しています（京都府消費生活安全条例 34 条）。

委員は、学識経験者や消費者団体、事業者団体出身者などで構成され、また広く府民の意見を消費生活施策に反映させるために公募も行われています。

私は、所属する適格消費者団体京都消費者契約ネットワークの推薦を受け、消費者団体の役員として、また消費者代表の立場から委員を務めさせていただくことになりました。任期は、2 年間です。

2. 第 68 回京都府消費生活審議会が開催されて

審議会は、年に 2 回ほど開催されています。今年度は、2021 年 6 月 11 日に開催されましたが、新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言が延長されたことから、オンラインでの参加となりました。

前年度に施行された、これまでの特定商取引法、消費者契約法改正を条例に反映させた「京都府消費生活安全条例施行規則の一部改正」の内容や前年度（令和 2 年度）の京都府の消費生活行政の現状、今年度の消費生活行政の主な施策について報告がなされました。

また、今年度は、「京都府安心・安全な消費生活の実現を目指す行動計画」の改定について、知事から京都府消費生活審議会に諮問があり、検討していくことになっています。

3. 審議会での意見交換

本審議会において京都府からの消費者行政の報告と行動計画の改定についての取組の方向性が示されたことを踏まえ、私からは、令和 2 年度の京都府における消費生活相談概要の年齢層別相談件数では、50 代の相談件数が増加していることから、若年者や高齢

者だけでなく、20代後半から50代の職場における消費者教育の機会の充実も図るべきであるとの意見を述べました。

また、当団体は、消費者から直接に消費者被害等の情報提供を受けていることから、他の審議会委員においても所属団体が消費者からの被害情報等を受けている団体がおられるので、ぜひそれらの団体と連携し京都府と定期的に意見交換の場を設けていただき、特定商取引法や景品表示法等の行政処分に結び付く端緒にしていきたいと思いますとの意見も述べました。

そして、今回、改定される「京都府安心・安全な消費生活の実現を目指す行動計画」について、中間案の公表と意見募集(パブリックコメント)に関しては触れられなかったことから、ぜひ府民からの意見を述べる機会を設けていただきたいと発言したところ、予定しているとの回答を得ることができました。

なお、当団体は2009年度から3年ごとに京都府が行動計画(中間案)を公表し、意見募集を行うたびに、意見を述べてきています。

当団体のこれまでの意見については下記HPでご覧になれます。

<http://kccn.jp/ikenshoyouboul.html#ikensho-lavel-kyotofo>

さらに、行動計画改定について、今後の検討過程の情報共有についても意見を伝えることができました。(※)

※2021年7月21日に令和3年度京都府消費生活審議会第1回施策推進部会が開催され、今回から部会委員以外の審議委員も傍聴することができるようになり(オンラインにて)、行動計画改定の検討過程の情報共有が図られることになりました。そして、当初には予定されていなかった行動計画中間案のパブリックコメント前に部会委員以外の審議委員に対して意見照会の場を今後設けるとのことです。

4. 最後に

審議会は、私たちの暮らしの基盤となる消費生活に関する京都府における消費者行政に対して、意見を述べることもできるとても貴重な場であり、機会でもあります。私は、消費者団体の立場から消費者目線に立って、被害予防、被害救済ならびに悪質業者への処分が具体的に実行されていく消費者行政の充実・強化がより一層、図られるよう積極的に意見を述べていきたいと考えております。

*本記載内容の詳細を「一般社団法人消費者法ニュース発行会議」発行の「消費者法ニュース10月号」(129号)に掲載させていただいています。

ご一読いただけると幸いです。

(2021年9月)